　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　埼剣連第90号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　令和4年6月24日

各 加 盟 団 体 長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公益財団法人 埼玉県剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　　長　　山　中　茂　樹

剣道・居合道・杖道 称号（錬士号及び教士号）

推薦認定会の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施いたします。

つきましては、該当者に受審資格等を周知徹底の上、申込個票で申し込んでください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により変更する場合があることを御承知おきください。

記

1. 日　　時　　令和4年8月28日(日)

入場時間　　午前9時30分～10時00分厳守

受付時間　　午前9時40分～午前10時00分

認定会の参加者以外は入場できません。

1. 会　　場　　**さいたま市大宮体育館**

**〒337-0053　さいたま市見沼区大和田町1-305**

**電話048-685-2121**

1. 受審にあたって

全日本剣道連盟「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（令和4年5月27日付け）により実施しますので、ガイドラインを事前に十分確認してください。

* 1. 受講者および関係者は大会当日に検温し、確認票に記入する。
  2. 入場は決められた時間を厳守すること。
  3. 下足袋を持参すること。
  4. 館内では必ずマスク（家庭用マスク）を着用してください。マウスシールドのような、鼻や口周りが開放されているものは不可。審査講習中はガイドラインに応じたマスクを使用してください。
  5. 会場入口にて入場時にアルコール消毒・検温を行い、受付にて受講者確認票を提出する。

1. 受審資格
   1. 錬士号：六段受有後１年以上を経過(令和3年11月30日以前に取得)した者

　　　　　　 五段受有後10年以上を経過(平成24年11月30日以前に取得)し、

　　　　　　 かつ、年齢60歳以上の者(第11条2項による特例)

教士号：錬士七段受有者で、七段受有後２年以上を経過(令和2年11月30日以前に取得)した者

* 1. 埼剣連称号推薦認定会の１年以内（令和3年8月～令和4年8月）に全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を２回受講していること（申込時に剣道手帳の写しを添付）

1. 審査内容
2. 剣 道：日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を行う。
3. 居合道：実技、審判法を行う。
4. 杖 道：指定６本、仕と打を交代して行う。
5. 指導法：「小論文」を当日受付に提出する。
6. 錬士問題　「剣道指導の心構え」について述べなさい。

①字数　400字以上800字以内

②用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方　用紙1～4行目に表題・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

1. 教士問題　「剣道指導者としてのあり方」について述べなさい。

①字数　800字以上1,200字以内

②用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方　用紙1～3行目に表題・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

（注）居合道、杖道は、それぞれに置き換えて述べなさい。

※・社会体育指導員上級認定者は、全剣連で行う教士小論文提出は、免除される

・社会体育指導員中級認定者は、全剣連で行う錬士小論文提出は、免除される。

1. 提出及び持参するもの

【教士】

1. 小論文
2. 剣道具・木刀・審判旗

【錬士】

* 1. 小論文
  2. 剣道具・木刀・審判旗

1. 安全対策　(公財)埼玉県剣道連盟として傷害保険には加入しています。

　　　　　　 なお、受講中の負傷、疾病については応急処置のみ行います。

　　　　　　 健康保険証を持参してください。

1. 個人情報保護法への対応 （以下を申込者に周知してください。）

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録加盟団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙)に公表することがある。

1. 認定会受講料

加盟団体ごとに取りまとめてください。

　　　認定会受講料　錬士　7,000円　　　教士　9,000円

1. 申込期限　令和4年8月8日（月）必着

　　　　　審査会申込書を使用のこと。